

令和7年度の介護保険料をお知らせします

前年中(令和6年)の本人の所得や、令和7年4月1日時点の世帯における市民税の課税状況をもとに、令和7年度の介護保険料が決まりましたのでお知らせします。

■介護保険料の納め方

このお知らせが届いた方は **特別徴収(年金からの天引き)による納付** になります。

対象者:年金が年額18万円以上の人

今回お送りした納入通知書によって **みなさまにお手続きしていただくことはありません。**

＜ご参考＞

老齢年金等が年額18万円未満の人は普通徴収(納付書または口座振替)による納付になります。

また、18万円以上の人でも、年度途中で保険料額に変更があった場合などは普通徴収になることがあります。

納め方が変更になる場合は改めて通知させていただきます。

※ 納付方法は法令で定められており、お選びいただくことはできません。

■介護保険料の段階

令和6年度から令和8年度の介護保険料基準額は **月額6,570円** (年額78,840円)です。

月ごとの詳しい保険料額については、同封の納入通知書をご確認ください。

段 階	対 象 者		年 額
第1段階	本人および世帯が市民税非課税	生活保護受給者、合計所得金額+年金収入額が80万9,000円以下の人	20,090円
第2段階		合計所得金額+年金収入額が80万9,000円を超え120万円以下の人	34,290円
第3段階		合計所得金額+年金収入額が120万円を超える人	53,990円
第4段階	本人が市民税非課税で世帯が市民税課税	合計所得金額+年金収入額が80万9,000円以下の人	70,950円
第5段階		合計所得金額+年金収入額が80万9,000円を超える人	78,840円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が80万円未満の人	90,660円
第7段階		合計所得金額が80万円以上120万円未満の人	94,600円
第8段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	102,490円
第9段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	118,260円
第10段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	134,020円
第11段階		合計所得金額が420万円以上720万円未満の人	149,790円
第12段階		合計所得金額が720万円以上1000万円未満の人	165,560円
第13段階		合計所得金額が1000万円以上の人	181,330円

■「世帯」とは 4月1日時点の住民票に記載のある世帯をいいます。

■「年金収入額」とは 市民税の課税対象となる公的年金(国民年金・厚生年金等)の収入金額のことで、非課税年金(遺族・障害者年金等)は含まれません。

■「合計所得金額」とは 収入から必要経費を控除した金額です。

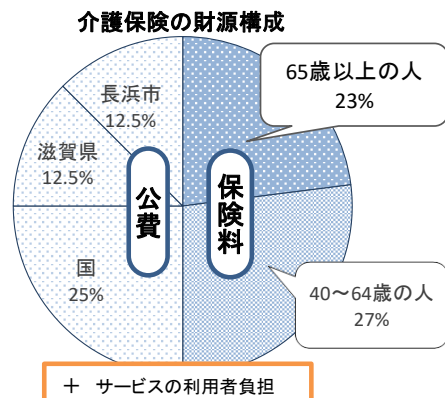
第1～第5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。また、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得を合計した金額を用います。

長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は、控除した金額を用います。



介護保険制度は、国や自治体の公費と、みなさまが納める保険料でまかなわれています。介護が必要となったときに、安心してサービスが利用できるよう、また、介護予防や生活支援の体制整備の取り組み推進等のため、介護保険料の納付につきまして、ご理解とご協力をお願いします。



■特別徴収（年金天引き）の保険料額について

介護保険料は、前年の所得が確定する6月以降に決定します。したがって、4月と6月は確定した保険料での徴収ができないため、前年度2月分と同額の保険料を納めます（これを仮徴収といいます）。

【第5段階の保険料額の例】

月	特別徴収(円)
(前年度2月)	(13,800)
(前年度3月)	
4月	13,800
5月	
6月	13,800
7月	
8月	12,800
9月	
10月	12,840
11月	
12月	12,800
1月	
2月	12,800
3月	
計	78,840

所得が確定し、年間保険料額が決定したら、年額から仮徴収分(4月・6月)を差し引いた残りの金額を、8月・10月・12月・翌年2月の年金天引きで納めていただきます。

■ 4月・6月

前年度2月と同額の保険料を納めます

■ 8月・10月・12月・翌2月

年間保険料額から4月・6月分を差し引いた額を4回に分けて納めます

※1 前年度が普通徴収で、4月または6月から特別徴収が開始となる人の仮徴収額は、前年度の年額保険料に基づいて計算されます。

※2 同じ所得段階でも月ごとの保険料額が異なることがありますが、年額(合計金額)は各段階の金額と合致します。

■介護保険料を滞納した場合は

納期限から20日を過ぎますと、督促手数料がかかります。また、納期限を過ぎて納付される場合は延滞金がかかることがあります。

なお、一定期間が過ぎても納付がない場合は、介護保険サービスを利用するときに、滞納期間に応じて、給付を長浜市からの事後払いとする措置(支払方法変更)や、利用者負担割合を3割等に引き上げる措置(給付額減額)等を受けることがあります。

失業等による収入の減少や災害等の特別な事情で介護保険料の納付が困難な場合は、介護保険料の減免や徴収猶予の対象となる場合があります。詳しくは、市のホームページをご確認いただくか、介護保険課までご相談ください。

【長浜市ホームページ】

福祉・健康 ⇒ 介護保険 ⇒ 介護保険料 ⇒ 災害等の理由による介護保険料の減免・徴収猶予



● ● ● 介護保険のサービスを利用するには ● ● ●

介護保険サービスを利用したいときは、まず要介護(要支援)認定の申請が必要です。要介護(要支援)認定を受けると、介護が必要な度合いに応じた介護保険のサービスを利用することができます。介護についてのお悩みや、困ったことがありましたらご相談ください。

<介護保険に関するお問い合わせ>

長浜市役所 介護保険課 電話 0749-65-8252

〒526-8501 長浜市八幡東町632番地 長浜市役所 1階

令和7年度の介護保険料をお知らせします

前年中(令和6年)の本人の所得や、令和7年4月1日時点の世帯における市民税の課税状況をもとに、令和7年度の介護保険料が決まりましたのでお知らせします(お手続きの必要はありません)。

■介護保険料の納め方

このお知らせが届いた方は **普通徴収(口座振替)による納付** になります。

振替口座は同封の『介護保険料納入通知書』に記載されています。

振替日は、各期の月末(月末が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)となります。

特別徴収・・・年金からの天引きによる納付

対象者:年金が年額18万円以上の人

普通徴収・・・納付書または口座振替による納付

対象者:年金が年額18万円に満たない人
支給停止等の理由で年金天引きができない人

特別徴収の対象となる方は、年金保険者との確認が済み次第、納付方法が切り替わります。

特別徴収に切り替わる場合は事前に通知書でお知らせします(10月開始の方は今回の通知が開始のお知らせとなります)。

特別徴収が開始されると、口座振替は自動的に終了します。

また、納付方法は法令で定められており、お選びいただくことはできません。

■介護保険料の段階

令和6年度から令和8年度の介護保険料基準額は **月額6,570円** (年額78,840円)です。

月ごとの詳しい保険料額については、同封の納入通知書をご確認ください。

段 階	対 象 者		年 額
第1段階	本人および 世帯が 市民税非課税	生活保護受給者、 合計所得金額+年金収入額が80万9,000円以下の人	20,090円
第2段階		合計所得金額+年金収入額が80万9,000円を超え 120万円以下の人	34,290円
第3段階		合計所得金額+年金収入額が120万円を超える人	53,990円
第4段階	本人が市民税 非課税で 世帯が市民税 課税	合計所得金額+年金収入額が80万9,000円以下の人	70,950円
第5段階		合計所得金額+年金収入額が80万9,000円を超える人	78,840円 (基準額)
第6段階	本人が 市民税課税	合計所得金額が80万円未満の人	90,660円
第7段階		合計所得金額が80万円以上120万円未満の人	94,600円
第8段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	102,490円
第9段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	118,260円
第10段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	134,020円
第11段階		合計所得金額が420万円以上720万円未満の人	149,790円
第12段階		合計所得金額が720万円以上1000万円未満の人	165,560円
第13段階		合計所得金額が1000万円以上の人	181,330円

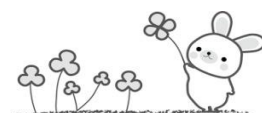
■「世帯」とは 4月1日時点の住民票に記載のある世帯をいいます。

■「年金収入額」とは 市民税の課税対象となる公的年金(国民年金・厚生年金等)の収入金額のことで、非課税年金(遺族・障害者年金等)は含まれません。

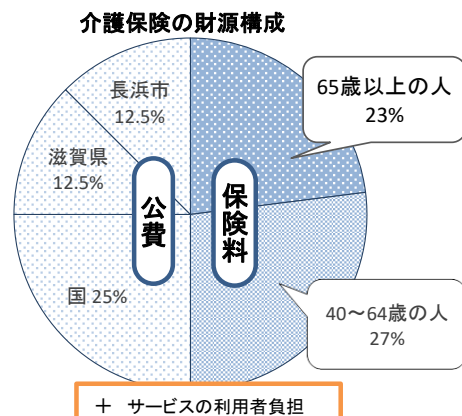
■「合計所得金額」とは 収入から必要経費を控除した金額です。

第1～第5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。また、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得を合計した金額を用います。

長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は、控除した金額を用います。



介護保険制度は、国や自治体の公費と、みなさまが納める保険料でまかなわれています。介護が必要となったときに、安心してサービスが利用できるよう、また、介護予防や生活支援の体制整備の取り組み推進等のため、介護保険料の納付につきまして、ご理解とご協力をお願いします。



■介護保険料を滞納した場合は

納期限から20日を過ぎますと、督促手数料がかかります。また、納期限を過ぎて納付される場合は延滞金がかかることがあります。督促に応じられない場合は、財産の差押え等の滞納処分を行う場合があります。なお、一定期間が過ぎても納付がない場合は、介護保険サービスを利用するときに、滞納期間に応じて、給付を長浜市からの事後払いとする措置(支払方法変更)や、利用者負担割合を3割等に引き上げる措置(給付額減額)等を受けることがあります。

失業等による収入の減少や災害等の特別な事情で介護保険料の納付が困難な場合は、介護保険料の減免や徴収猶予の対象となる場合があります。詳しくは、市のホームページをご確認いただくか、介護保険課までご相談ください。

【長浜市ホームページ】

福祉・健康 ⇒ 介護保険 ⇒ 介護保険料 ⇒ 災害等の理由による介護保険料の減免・徴収猶予



■介護保険料 よくある質問

Q1 振替口座を変更したいときはどうすればいいですか？

変更先の金融機関窓口で、口座振替依頼書をご記入、ご提出ください。なお、ご提出時期により、振替日までに変更が間に合わない場合がありますので、現在登録されている口座からの振替をすぐに停止したいときは、長浜市介護保険課までご連絡ください。

Q2 年金を受給しているのに、納付方法が年金からの天引きに切り替わらないのはなぜですか？

介護保険料の納付方法は特別徴収(年金天引き)が原則ですが、下記のような場合には年金天引きの対象となりませんので、普通徴収で納めていただくことになります。

- ・年金が年額18万円未満のとき
- ・年度途中で保険料額や年金額が変更となったとき
- ・年金を担保に借り入れをしているとき
- ・年金が一時差し止めや支給停止になったとき
- ・老齢基礎年金を繰り下げているため受給していないとき など

● ● ● 介護保険のサービスを利用するには ● ● ●

介護保険サービスを利用したいときは、まず要介護(要支援)認定の申請が必要です。要介護(要支援)認定を受けると、介護が必要な度合いに応じた介護保険のサービスを利用することができます。介護についてのお悩みや、困ったことがありましたらご相談ください。

＜介護保険に関するお問い合わせ＞

長浜市役所 介護保険課 電話 0749-65-8252

〒526-8501 長浜市八幡東町632番地 長浜市役所 1階

別添資料 4

介護保険負担割合証

交付年月日

被 保 険 者	番 号	
	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
利 用 者 の 割 合	適 用 期 間	
	開始年月日 終了年月日	
	開始年月日 終了年月日	
保 険 者 番 号 の 印 並 び に 名 称 及 保 険 者 の 印	1 3 9 9 9 0 東京都日電市日電一丁目1番地の1 日 電 市 電話番号 (03) 1234-5678 之日東 電京 印市都	

上記と同じレイアウトです。

介護保険負担割合証

交付年月日

被 保 険 者	番 号	
	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
利 用 者 の 割 合	適 用 期 間	
	開始年月日 終了年月日	
	開始年月日 終了年月日	
保 険 者 番 号 の 印 並 び に 名 称 及 保 険 者 の 印	1 3 9 9 9 0 東京都日電市日電一丁目1番地の1 日 電 市 電話番号 (03) 1234-5678 之日東 電京 印市都	

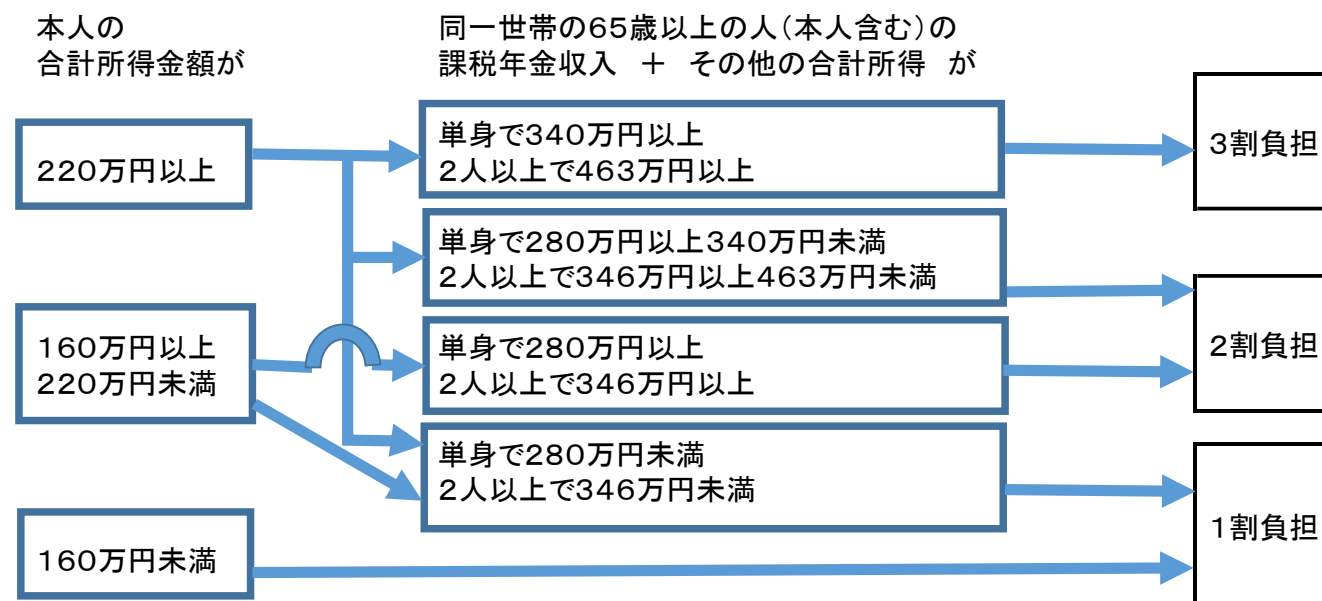
上記と同じレイアウトです。

注 意 事 項

- 一 介護サービス又はサービス・活動事業（第一号事業）のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口提出してください。
- 二 介護サービス又はサービス・活動事業（第一号事業）のサービスに要した費用のうち、「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。（居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありません。）
- 三 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の適用期間の終了年月日に至ったときには、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。
- 六 利用時支払額を三割（「利用者負担の割合」欄に記載された割合が三割である場合は四割）とする措置（給付額減額）を受けている場合は、この証に記載された利用者負担の割合よりも、当該措置が優先されます。

介護保険負担割合について

介護サービスを利用するときは、原則としてかかった費用の1割を負担していただいています。
一定以上の所得がある方の利用者負担割合は、2割または3割です。



※1 「合計所得金額」とは、年金や給与などの収入金額からそれぞれの必要経費に相当する金額を控除した所得金額の合計で、所得控除（医療費控除、扶養控除等）や損失の繰越控除をする前の金額をいいます。

負担割合の算定では、長期・短期譲渡所得に係る特別控除がある場合、特別控除額を控除した後の金額を用います。

また、給与または公的年金等にかかる所得が含まれている場合、その合計額から最大10万円を控除した額を用います。

※2 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等に係る所得を除いた所得金額のことです。

負担割合の算定では、給与所得が含まれている場合は、その合計額から最大10万円を控除した額を用います。

料金別納

8XXXXXXXX

30XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX



24XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

40XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

8XXXXXXXX

30XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX



24XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

40XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

[illegible]

この
名

52XX

52XX

52XX

XX

1 1 X X X X X X X X X

32XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

32XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

20XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

[illegible][illegible]

60XX

[illegible]

52XX

52XX

[illegible]

$\Lambda \Lambda \Lambda \Lambda \Lambda \Lambda \Lambda \Lambda \Lambda$

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

[illegible][illegible][illegible][illegible]

別添資料 7

[illegible]